

平成26年12月1日に 「児童扶養手当法」の一部が改正されました

大切なお知らせです！

これまで、公的年金*を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。

* 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

<参考> 児童扶養手当の月額 (平成26年4月～)

- ・子ども1人の場合
全部支給：41,020円
一部支給：41,010円～9,680円 (所得に応じて決定されます)
- ・子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。

支給開始日

- ◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ◆平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

※年金事務所発行の「公的年金給付等受給証明書（児童扶養手当用）」または、年金の額がわかる通知等を必ずお持ちください。

【問合せ先】 福祉課 子育て支援係 ☎0978-72-5164

市県民税申告のご案内

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

平成27年度市県民税申告のご案内（申告会場及び日程を含む）を、1月20日（火）の回覧文書で各世帯1部ずつ配布します。期限内（3月15日まで）の申告をお願いします。

◆所得税・市県民税申告の準備はお早めに

所得税及び市県民税の申告時期が近づいてまいりました。本年も申告会場を設けて、市職員が受付を行います。会場が込み合うことが予想されますので、次の事柄について事前に準備をしておこしく下さい。

①年金や住宅借入金等特別控除など所得税の還付申告を受けようとする方は、収入・経費の根拠となる書類の整理を進めるとともに、各関係機関から必要書類を取り寄せるなど申告の準備をしてください。

※給与や年金等の源泉徴収票は、支払者より1月31日までに交付されます。

②農業・営業・不動産所得などの申告には、収支（収入金額と必要経費）内訳書の作成が必要になりますので、帳簿や証明書類（領

収書など）の整理をしてください。収支内訳書の記載方法については税務課窓口で冊子を用意していますのでご利用ください。

③医療費控除を受けようとする方は、医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を整理・集計してください。また、保険金等で補てんされた金額（高額医療費、出産育児一時金など）があれば、同様に整理・集計してください。

◆給与を支払った方は給与支払報告書の提出が必要です

給与支払報告書の提出は、平成26年中の給与収入額を証明するとともに、平成27年度市県民税の計算の基となる大切な資料です。提出義務のある事業所および個人事業主は、2月2日（月）までに税務課へ提出をお願いします。

【問合せ先】 税務課 市民税係 ☎0978-72-11111（内線131・133）